

令和5年9月定例会 総務委員会（付託）

令和5年9月26日（火）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

眞貝委員長

休憩前に引き続き委員会を開会いたします。（11時18分）

これより経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

- 「未知への挑戦」とくしま行動計画及びv s 東京「とくしま回帰」総合戦略の評価結果の概要（資料1）
- 令和4年度徳島県内部統制評価報告書（資料2-1、2-2）
- 公文書管理ガイドライン策定方針について（資料3）
- 徳島県収入証紙制度の在り方について（資料4）

臼杵監察局長

監察局から、3点御報告させていただきます。

1点目は、「未知への挑戦」とくしま行動計画及びv s 東京「とくしま回帰」総合戦略の評価結果の概要についてでございます。

資料1を御覧ください。

まず、1、県政運営評価戦略会議についてでございます。

政策推進に係る県民意見の積極的な反映と県民目線からのチェック機能の強化を図るため、当該戦略会議を設置し、県政の運営指針である行動計画及び挙県一致で地方創生を推進するための総合戦略の施策について評価を行ったところでございます。

次に、2、評価方法についてでございます。

（1）評価の対象は、行動計画の主要施策91施策及び総合戦略の具体的な施策15施策としております。

2ページを御覧ください。

3、行動計画の評価結果についてでございます。

（1）総括として、表-1の下から2段目計欄に記載しておりますとおり、順調が67施策、要注視が17施策、要改善が7施策との評価を頂いたところでございます。

3ページから4ページにつきましては、戦略会議で頂きました主な御提言を記載しております。

5ページを御覧ください。

4、総合戦略の評価結果についてでございます。

（1）総括として、表-2の下から2段目計欄に記載しておりますとおり、順調が9施策、要注視が5施策、要改善が1施策との評価を頂きました。

6ページにつきましては、戦略会議で頂きました主な御提言を記載しております。

なお、評価結果につきましては、戦略会議から計画策定機関へ提言がなされることとなっております。

2点目は、令和4年度徳島県内部統制評価報告書についてでございます。

資料2-1を御覧ください。

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、報告書を作成し、去る9月25日に県議会議長宛に提出いたしましたので、御報告させていただきます。

まず、1、内部統制の整備及び運用に関する事項についてでございます。

内部統制は、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることにより、リスクを一定の水準以下に抑え、事務の適正な執行を確保するものでございます。

次に、2、評価手続につきましては、令和4年度を評価対象期間として、財務に関する事務について評価を実施したところでございます。

3、評価結果につきましては、重大な不備は認められず、評価基準日において有効に整備、評価対象期間において有効に運用されていると判断いたしました。

なお、当該評価報告書につきましては、資料2ページにありますとおり、監査委員による審査を行っていただいております。3ページの審査意見書の最下段、5、審査の結果及び意見に記載のとおり、評価手続及び評価結果に係る記載は相当との判断を頂いたところでございます。

なお、資料2-2は、評価報告書の詳細を記載した説明資料でございます。

3点目は、公文書管理ガイドライン策定方針についてでございます。

資料3を御覧ください。

1、策定趣旨でございますが、実施機関の職員が公文書管理条例の趣旨に沿った公文書管理を円滑に行うことができるよう、文書の作成をはじめとする運用の指針を示すため、策定するものでございます。

2、公文書管理ガイドラインのポイントでございますが、（1）文書の作成義務の明確化といたしまして、①意思決定に際して作成する立案文書には、意思決定過程等を合理的に跡付け、検証が可能となる内容を記載することや、②政策立案等に影響を及ぼす打合せなどの記録について文書を作成すること等を明示しております。

また、（2）公文書の電子化による電子情報システムの利用を図るほか、（3）公文書管理の適正化に係る施策の明確化を図るため、各実施機関が定める公文書管理規程において、公文書管理が適正に行われることを確保するために必要な事項を規定することとしており、知事部局におきましては、ア、主務課での内部点検の実施と、イ、監察局による監査の実施及び結果を公表するとともに、資料には記載しておりませんが、外部からの視点として、弁護士でもある監察統括監の指導、助言についても今後検討してまいります。

3、今後のスケジュールといたしましては、この策定方針に基づき、公文書管理ガイドラインを策定の上、11月からは職員研修を実施し、庁内周知を図ってまいります。

監察局からは、以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

金井会計管理者

続きまして、出納局から、徳島県収入証紙制度の在り方について御報告させていただきます。

資料4を御覧ください。

行政手続のオンライン化が進展する中、県への各種支払について、キャッシュレス決済など、多様な支払方法を取り入れてきたところでございます。

一方、県に納付する手数料や使用料の中には収入証紙による納付に限定している手続が多数あり、最下段の参考にありますとおり、運転免許証の交付、パスポートの発給、各種許可や手数料など多岐にわたっております。

この収入証紙には、現金取扱リスクの回避や窓口事務の簡素化などのメリットがある一方、購入に時間や場所が限られるなどのデメリットもあることから、決済手段の拡大が求められております。

このため、去る9月15日に策定いたしました「徳島新未来創生」政策集（県版・骨太方針）において、今後、収入証紙制度の在り方について、利便性、効率性、費用対効果などを分析し、年度内に方向性を示すことを盛り込んだところでございます。

1の検討スケジュールにつきましては、有識者等による検討会を今後設置するとともに、利用者や県民へのアンケート調査等の実施、2月定例会において、調査結果や検討状況を報告させていただき、3月にも方向性をお示ししたいと考えております。

2の検討会につきましては、地域政策分野の学識経験者、デジタルデバインド対策などの情報専門家、収入証紙の利用者側として、行政書士、販売者側として、金融機関等、県の歳入側として会計管理者から構成する予定で、現在調整中でございます。

出納局関係の報告事項は以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

眞貝委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

扶川委員

公文書管理ガイドラインからお尋ねします。

これまでずっと第三者による点検制度が必要だということを求めてきましたので、弁護士を監察統括監というのですか、とにかく監察局による第三者の視点による監査の実施及び結果の公表が入ったということは評価いたします。

ただ、気になるのは、何が監査の対象となるかということです。

文書作成義務の明確化をするということで、合理的な跡付け検証が可能となる内容の記載又は参考資料を添付するということを書いてありますが、例えば今回、特別交付税問題では、特殊財政需要額をどう算定したか検証するための資料が残っていないことが明らかになりました。こうした場合、県庁外からちゃんと指摘があったわけです。

このようなことが今後起こった場合、監察局が監査を行い、是正勧告するような仕組み

となるのかどうかまで教えてください。

美原法制文書課長

ただいま扶川委員から、公文書管理ガイドラインにつきまして御質問を頂いたところでございます。

まず、文書作成義務についてでございますけれども、特別交付税等、指摘のあったものについて作成義務があるのかという点につきましては、まず公文書ガイドラインにおいては、意思決定に際して作成する立案文書には、意思決定の過程や事務、事業の実績について、合理的な跡付け検証が可能となる記載をすることや、参考資料を添付することを明記するという事としております。

文書作成をすべき事務、事業について、ガイドラインに明示するとしておりますけれども、大まかな基準を示すというものでございまして、個別の事務事業につきまして、どのような内容を記載すべきかについては、公文書ガイドラインに基づき、業務の主務課において判断することとなります。

まずは、公文書管理条例及び公文書管理ガイドラインの考え方を実施機関の職員が正確に認識することが重要と考えておまして、11月以降に実施する研修などにおいて、しっかりと説明してまいりたいと考えております。

次に、御指摘のあった事務、事業について、監察局の監査において指摘するのかという御質問でございます。

公文書管理に関する監査につきましては、知事部局において、公文書管理の適正確保のために行うものであり、監察局において、弁護士でございます監察統括監の御指導、御助言を頂きながら、外部の指導を頂きながら実施することを検討しております。

具体的な監査の内容につきましては、内閣府の公文書監察室や他県での事例も参考にしながら、適正な公文書の管理に役立つ効果的な監査が実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

扶川委員

私は内閣府に行って聞いてきました。残念ながら外部からこれをやってくれという要求があったときに、公文書管理委員会がその審査をする仕組みは国でもできておりません。欠陥だと私は思います。

だから、全国一の条例にする上でも、これは是非そういう外部から指摘があった場合に監察局が、監察局自体もいろんな問題があって徳島県が設置したものですから、これを生かして、是正勧告する仕組みを作っていただきたいと思います。即答できないと思いますので、これぐらいにしておきます。

それから、県内部の打合せや外部の者との折衝などを含めて政策立案や事務及び事業の実施方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録を作成するという事もうたわれておりますが、県庁内の各種会議でどこまで議事録を作成するのか、明確な基準が今はありません。

これも例えば、申し上げてきましたが、記念オケ事業で音楽プロダクションの女性代表を誰が推薦したかということについて議会で問題になっても記録がありませんでした。これからは、そういうことも検証できる仕組みにするべきだと思います。この点について

は、どのようにお考えですか。

美原法制文書課長

ただいま、打合せ等の記録について、どのように検証できるようにすべきかという御質問と思います。

公文書管理ガイドラインにおきましては、国の公文書管理法に基づくガイドラインの考え方と同様に、内部の打合せや外部の者との折衝等を含め、ガイドラインで大枠を示す業務に係る政策立案や事務、事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せなどについては、文書を作成することとするものでございます。

この打合せ等の記録の記載すべき内容につきましては、合理的な跡付け、検証することが可能であれば、その記録の形式は自由というのが国のガイドラインでございますけれども、まずは打合せ等の記録を作成するかどうかというのは、業務の主務課においてまず判断した上で、どういう内容を記載するかにつきましては、本県で公文書管理ガイドラインの研修を実施するに当たり、日時等の事項も含めまして、その記録を作成すべきかについて参考例を示すことを考えております。

扶川委員

そこも先ほどと同じことですが、外部からあるいは県議会から指摘があったときに、監察局として第三者に諮って、こういう議事録が残っていないのはおかしいのではないかなみたいなことは議論できる仕組みにさせていただきたいし、ずっと要望していきたいと思えます。

時間がないので、次に、県観光政策課の職員が、藍製品の振興に係る県事業の経費支払手続を怠って、付き合いのあった藍産業振興協会と架空の委託契約を結んで、協会に県費を支出させて、その金から支払ができていなかった東京のソフトウェア技術会社や、県内の藍産業関係業者に支払わせたということで、県が告発し、県警が受理しているという問題です。

これは徳島新聞もトリビューンしこくもたくさん報道しておりました。本会議で緊急質問を要望しましたが、緊急性がないということで否決をされてしまいましたので、この委員会で聞かせていただきます。

トリビューンしこくは、先週金曜日に配布した記事の中で、職員の名前もこの問題を内部告発した人の名前も明らかにしました。

もちろん、内部告発者にはきちんと了解を取っているわけですから、つまりこれは告発者は自分は保護してもらわなくて結構という意味表示であります。そこで私も昨日、内部告発者の方にお会いして、この徳島新聞やトリビューンしこくの報道内容について、事実関係を確認するとともに、記事だけでは分かりにくい点については、直接聞いてまいりました。

そこで幾つかお尋ねしたいと思います。この問題は監察局の弁護士に対して告発されたのは、2020年10月7日だと伺いましたが、間違いはないかお答えください。

山上監察局次長

公益通報についての御質問を頂いたところでございます。

監察局が所管いたします公益通報につきましては、公益通報者保護法に基づきまして、通報者の保護に最大限留意して運用するとともに、通報制度の運用に当たりましては、通報及び通報の相談等の処理に従事する職員は、職務を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならないとされており、県から公表された事項を除きまして、職員には守秘義務が課せられているところでございます。

こうしたことから、監察局といたしましては、通報の概要について公表はしているものの、通報者の氏名はもちろん、通報の時期や内容などの詳細につきましては公表いたしていないところでございます。

委員お話しの記事の内容につきましては、県から発表されたものではございませんので、記事にあったとお話がございました通報者あるいは時期につきましても、お答えを差し控えさせていただけたらと考えております。

扶川委員

あのね、誰が通報したか分かっているでしょう。当事者にこれは秘密かどうか聞いてください。秘密でないということを認めているから、その方が私にちゃんと話してくれたわけですよ。隠してくださいなんていう話は聞いていません。それを隠すのは県の都合じゃないですか。これは何度聞いても、時間がありませんから。

ところが、担当の弁護士や職員が通報者から話を聞いたのは、通報から1年後の2021年7月ということです。なぜこんなに時間を置いたのですか。具体的な、1年後だとか何とかで認めないでしょうから、いや、これは通報に関係ないね。答えられるのなら、この日付となぜ時間を置いたのか教えてください。

山上監察局次長

公益通報に係る調査につきまして、御質問を頂いたところでございます。

監察局におきましては、迅速な調査を心掛けているものの、その一方で公益通報の調査につきましては、正確かつ慎重な調査が求められているところで、また調査につきましては、通報者をはじめ、調査対象者、関係者からの非公表を前提とした任意の調査協力によって成り立っているところでございます。こうしたことから、事案によりまして時間を要する場合がございます。

特に関係者が多く、その範囲が県職員以外にも及ぶ場合などにおきましては、調査期間が必要となる場合がございますので、この点、御理解を頂けたらと考えております。よろしくお願いいたします。

扶川委員

そんな一般論を聞いているのではないですよ。

しかも、これも確認しましたが、結論が出たのが実に3年後の今年5月ですよ。結論って何ですか。最終的には知事が退任のその日に戒告処分にしたわけですけど、なぜこんなに掛かったのか。この3年間、これに係る会議を何度開いたのですか。

山上監察局次長

公益通報に係る会議についての御質問でございます。

会議の詳細をこちらで申し上げることはできませんけれども、職員が公益通報を受けて以降、調査について様々検討した上で実施したものと承知しております。

扶川委員

委員長、これは真面目な答弁ではないでしょう。

何回会議をしましたかと聞くのが、なぜ公益通報で答えられないのか、守秘義務になるのですか。教えてください。

山上監察局次長

会議の回数ということでございます。

随時行っておりますので、今、具体的に何回というものは持ち合わせておりませんが、当然公益通報を頂いて以降、それぞれの担当者によりまして、随時適切に行ってきたものと考えております。

扶川委員

まあいいでしょう。また資料を出してください。

3年間放置していたのだけでも、知事が退任する5月17日までには結論を出さなければいけないから、そうでないと次の知事によって処分を出されてしまうおそれがあるから、前の知事の指示で結論を早く出すように求められたのではないのですか。ここで言っただけで絶対答えてくれないでしょうが、私はそう考えざるを得ないと思います。これだけ放置して。遅くまで引き延ばしたりして。

しかも、その結果、監察局が問題にしたのは、地方公務員法違反、つまり県民の信用失墜行為だけであるということが報じられておりますが、この度、県自身が告発した刑法の虚偽公文書作成及び行使が、地方自治法による契約書作成義務違反、つまり実際に金を払った相手とは契約書をまいていなかったからと、こういうことは不問だったっていうようになっていますが、事実ですか。事実であれば、なぜほかの問題は地方公務員法違反以外は問わなかったのですか。教えてください。

山上監察局次長

監察局の公益通報に係る報告書の内容についての御質問であったかと思えます。

報告書の内容につきましては、その詳細について、先ほどから申し上げているように、守秘義務が課せられておりますとともに、通報者の特定につながるおそれ、あるいは通報制度の信頼性を損ない、円滑な運用に支障を生じるおそれがあることから、説明を差し控えていただきます。

なお、公益通報に係る調査につきましては、監察局において調査した事項について対象事実を確認できた結果について、報告書として取りまとめたものでございます。

扶川委員

では、調査したのだけど、地方公務員法違反以外は確認できなかったということですね。

山上監察局次長

繰り返しになって恐縮でございますけれども、報告書の内容につきましては、その詳細について、こちらのほうでお話しすることについては、差し控えさせていただきたいと思っております。

扶川委員

そんな答弁がありますか。

いいですか。公務員というのは、議会に対する説明責任があるのですよ。県民に対して説明責任があるのですよ。

しかもこれは隠す必要がないんです。公益通報した本人が出してと言って、ほかの新聞に実名をさらして訴えているのです。どんどん出してくださいと言っているのを蓋をしているのが県じゃないですか。そんなのは保護じゃないですよ。もみ潰しですよ。何を言っているのですか。

もう一つ聞きますと、これは公安委員会関係でも意見を言いましたけど、共犯関係になる藍産業振興協会に対する告発をどうしてしなかったか、これも答えられないという話ですね。答えられないというのであれば、もういいです。

では、せめてこれは答えてください。人事課にいつ報告したのですか。

山上監察局次長

いつ調査報告したかというお話でございます。

基本的には、調査が終了した後、速やかに人事課に報告させていただいたところでございます。

具体的な時期と言いますのは、令和5年4月でございます。

扶川委員

令和5年4月上旬なのか下旬なのか分かりませんが、それを受けて5月17日に知事が退任する日にそうしたのですね。

もう時間がないので人事課にお聞きします。

戒告の処分が軽いという意見は前の知事からも誰からも全く出なかったのですか。

なぜ、人事課としてはこのように軽く受け止めたのですか。説明してください。

高崎経営戦略部次長

ただいま扶川委員より、戒告の処分について軽かったのではないかと、なぜ戒告の処分を済ませたのかという御質問を頂きました。

今回の事案でございますが、弁護士であります通報等外部相談員から報告がございまして、この一連の行為は県の債務を清算するための不適切な行為であり、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に抵触をすると報告を受けまして、人事課におきましても当該

職員に聞き取りを行い、報告にありますとおり、不適正な事務処理により支払ったということを確認したことから、懲戒処分としたものでございます。

この不適正な事務処理におきます処分量定はそれぞれケースバイケースで、その都度、総合的に判断しておりまして、この案件につきましても、本来すべき手続を怠ったことによるといったところから戒告処分としたものでございます。

扶川委員

監察局は地公法違反しかやっていない。それを受けた人事課もそれ以上、疑問を持たずにそれだけを根拠に処分を行った。

では、どうして新しい知事になって告発することになったのか、教えてください。

高崎経営戦略部次長

ただいま扶川委員より、告発に係る経緯について御質問を頂きました。

告発につきましては、処分を5月17日に行いましたが、処分の公表後に担当課、観光政策課におきまして、今後の対応を検討するために改めて関係書類の精査、確認等をしておりました中、当該職員が別の法人を介した支払を行う際に事実と異なる内容を記載した契約や支払の伺い文書などを作成し、支出を行ったことについて、いわゆる刑法に規定いたします虚偽有印公文書作成に該当する疑いがあるものと判断され、8月に県警本部宛に告發文書を提出したものと認識しております。

扶川委員

では、処分公表後にどうして改めて確認することになったのですか。

これは知事の指示ですか。それとも誰かが指示しようということで提案したのですか。

高崎経営戦略部次長

告発することになった経緯につきましては、大変恐縮でございますが、私のほうは十分承知しておりません。

扶川委員

時間が後10分しかないので、次の話に飛ばします。

ところで人事課としては、この職員がとくしま記念オーケストラ事業で、徳島県文化振興財団の音楽文化振興チームに派遣されていた二人のうちの一人名であるということは知っておりましたね。御存じですか。

高崎経営戦略部次長

懲戒処分を行った職員の氏名については公表しておりませんので、この場で個人の特定につながるような答えは控えさせていただきたいと思っております。御理解ください。よろしく申し上げます。

扶川委員

まあいいでしょう。実際報道されていることについて誰も否定していないのですから。でも、個人の特定も何も、実名まで流れているのです。ここで言わないっていうことは、先ほど監察局でも議論しましたが、問題の解明を妨げるための言い訳にしか聞こえないのです。

この職員が、2014年3月の徳島ヴォルティスJ1昇格を記念した記念オケ演奏会の経費の中に、過去の年度に政策参与を務めていた女性代表に支払うべきであった旅費や雑役務費等を紛れ込ませて、イベント会社に水増し請求して、イベント会社は県文化振興財団に財団は県に経費を請求しておりますから、結局はそれが巡り巡って県費から支払われた疑いがあるんです。これは詐欺です。

見積書や請求書を女性に代わって作ったのはチームに派遣されていた県職員ですから、これはこれまで議論してきましたけど、女性代表はこの書類を1回も作ったことがなくて、ただ判をつくだけでした。

今回の問題でも、告発者にお話を聞きました。

その結果、分かりましたのは、2020年2月の東京ギフト・ショーと、2020年3月の藍サミットという、実際に行われた県事業で使われた藍染め製品97万9,000円と96万8,000円は、実際はもっとはるかに少ない費用でできたものだったのだけでも、ここから藍産業振興協会に約200万円を支払わせて、協会から未払になっていたソフトウェア会社に148万1,760円、それから藍染業者、縫製業者に39万円を払わせる必要があったために、金額を膨らませたのだというお話でした。

事業としては存在したのです。架空事業ではないのです。架空請求、要するに水増しした契約書、架空の水増しした契約書を作成したのも、この場合は、トリビューンしこくの報道が少し違ってしまっていて、協会側が作ったのではなくて、職員が作ったのです。協会側は単に判をついただけでした。これは記念オーケストラと全く同じ工程です。

県はこういうことをやってきた職員を2017年12月と2019年12月にグループ表彰して、年末ボーナスを0.26か月分加算したということも報じられております。

この問題は、記念オーケストラ問題を解明されなかった結果、記念オーケストラ問題が発覚したのは2017年5月でしたけども、2年後の2019年12月に表彰されているのです。

記念オケ事業は2018年3月で廃止されましたけども、記念オケ発覚後に2度も表彰されている。

なぜこんなことになったのか。これは事件発覚後、問題の徹底解明がされなかったからです。

それでも、その後、元音楽プロダクション女性代表の脱税事件が有罪確定して、刑事確定訴訟記録が閲覧できるようになって、2021年7月にはその記録の中に、先ほど申し上げたように財団に派遣された県職員による請求書、見積書の代行作成や水増しの問題があるということは指摘されておりました。私自身、記者会見で発表しました、ここにおいでる東条委員さんも議論しました。この確定記録を県自身が点検するように厳しく求めました。しかし、刑事確定記録の閲覧は女性の更生を妨げるなどというようなへりくつで、結局県は今日に至るまで記録の閲覧を拒み続けております。

しかし、今になってみると、この10か月前、刑事確定訴訟記録はきちんと見なさいと言っていたその10か月前の2020年10月には今回の告発が出ていたのです。それをずっと放

置して、今年になるまで放置していたのです。

そういうことをやった結果、今日私が御説明したように、この職員が同じようなことを観光政策課の中でやっていたわけです。人事課だったら知っているでしょう。同じ職員でしょう。それを知っていながら放置し続けていた人たちというのは、意図的に彼をかばったことになりませんか。

警察でも言いました。このいわゆる犯罪、そして告発されるものに加担したのは協会もそうですけど、県職員もそうです。見て見ぬふりしたのだから。

その責任をどう取るのか、こんな答弁で責任が取れますか、どうお考えですか。

高崎経営戦略部次長

今回の事案について、職員に加担したのではないか、どう考えているのかといった質問を頂戴しました。

事案の背景といいますか、本来であれば契約の手續など、すべき手續を怠って作成したものであると考えております。

当該職員が一人で問題を抱えて、本来、部下の事務処理状況であったり、事務の進捗であったり、そういったものを管理すべき上司におきましても、県の債務が未払になったまま事業が進められていたといったことを認識できていなかったといったところに問題があったと考えております。

本来であれば複数名で事業の管理をされておって、関係書類に記載されていることが正確であるか担当内や課内で確認が行われるものでございますが、この事案が起きました平成30年、令和元年当時の観光政策課では、そうした上司であったり、担当内でのリスク管理や情報共有というのが十分図られず、こういった事態が起きたものと考えております。

扶川委員

今おっしゃるように善意に解釈すれば知らなかったと、本当にそうですかね。意図的にかばったのではないのでしょうか。

私は昨日、告発者に伺いました。告発されている職員は、私は自分がいつでも知事と話せるんだと、連絡がとれるんだと、どこに行ってもそう言っておったそうです。

前の知事が退任する正にその日に、職員を戒告という軽い処分に済ませたということと併せて考えたら、前の知事の顔色を伺うような県庁内の当時のゆがんだ雰囲気、この職員の非行を可能にしたのではないですか。この方、8年間も観光政策課にいます。これも異常です。私はそのように疑わざるを得ません。

それを検証する上でも、当時の職員さんが本当に知らなかったのか、知事から指示はなかったのか、きちんと検証すべきです。

それから、何度も申し上げますけど、記念オケのことをやった方と今度の問題をやった方は同じ人物なのです。同じことをやっているんです。どちらも水増し請求で、詐欺です。

記念オケの場合は、二人おるから疑いと付けます。確実にその人だと断言するためには、本人の証言がないといけません。普通に考えて同じ人です。

それを、きちんと解明せずに放ったらかしにしないためにも、もう一回きちんと刑事確

定訴訟記録を精査していただきたい。できますか。知事にも本会議で求めましたけど、それをやらないとなると、知事の公約違反です。

どうですか。最後にそれをお伺いしておきます。

高崎経営戦略部次長

ただいま扶川委員より、刑事確定訴訟記録の閲覧についてするのかといった御質問を頂きました。

今回のこの事案については、現在、県のほうで告発をしている状況でございますので、今後の動向を注視いたしまして、状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

扶川委員

今回の事案はどうと言っているのではないです。刑事確定訴訟記録というのは記念オーケストラです。その事案についてきちんと精査できますか。もう一度中身を見てくれますかということをお尋ねしているので、もう一回お答えください。

高崎経営戦略部次長

扶川委員より、記念オーケストラ事業についての再精査といったところで御質問を頂きました。

これまでも、県議会におきましても様々な角度から御論議も頂きまして、担当部局において可能な限りの調査を行い、調査報告を行ったと聞いております。

また現在、とくしま記念オーケストラ関連におきましては、事業の経費であったり、実施手続についての裁判が継続中と伺っております。

裁判所の判断を受けて、まずは所管部局のほうで検討するものと考えております。

扶川委員

あと何分ですか、もう終わりですか。

眞貝委員長

12時1分までで、あと3分です。

扶川委員

人事課でできないのなら、明日、担当の未来創生文化部でちゃんと検証していただくようにお願いしたいと思います。

ちょっと戻りますけど、この職員は2017年12月と2019年12月にグループ表彰されておられるということですが、これも確認はできないのですか。

高崎経営戦略部次長

2017年と2019年のグループ表彰の受賞ということですが、すみません、現在その当時の受賞者名簿は持ち合わせておりませんので、この場でお答えすることはできません。申し訳ありません。

扶川委員

では、後で回答してください。

それと監察局にもお願いをしておきますが、公益通報の告発者にちゃんと意向を聞いてください。隠す必要があるのかないのか。

もちろん、委員会で説明する必要はありません。永久保存の議事録が保存されているわけではありませんから、事実関係についてはちゃんと議会で報告してもらって結構かどうか、確認してください。どうですか。

山上監察局次長

冒頭、申し上げましたように、監察局における公益通報につきましては、公益通報者保護法に基づき、通報者の保護に最大限留意しておるとともに、通報の運用に当たりまして、職員には職務を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならないとされておりますので、この場において、これ以上、申し上げることについては控えさせていただきたいと思っております。

眞貝委員長

午食のため休憩します。（12時00分）

眞貝委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。（13時02分）

それでは質疑をどうぞ。

井下委員

それでは、質問させていただきます。

まず先に、県職員の皆さんの働き方改革を今後どう進めていくのか、長時間労働等の対応を教えていただけたらと思います。

高崎経営戦略部次長

ただいま井下委員より、県職員の働き方改革をどのように進めていくのか、御質問を頂きました。

まず、超過勤務の現状を御説明させていただきます。

令和5年4月から8月の間で職員一人当たりの平均の超過勤務時間数でございますが、1月当たり19.6時間となっております。前年度の同じ時期と比べますと、前年度の同じ時期が24.8時間ございましたので5.2時間の減、率にして21.0パーセントの減少となっております。

しかしながら、この数値というのは決して少ないと考えてはおりません。このため超過勤務の縮減に向けた意識の浸透の徹底、さらには職員のワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方改革、加えて魅力ある職場環境づくりに向けた具体的な取組については、これまで以上に組織全体で進めていく必要があると考えているところでございます。

新体制がスタートいたしました6月以降は、主管課長会議など様々な機会を通じまして、これまでとは違った視点で業務のゼロベースでの見直し、また超過勤務の分析などについて、機会あるごとに周知徹底を図ってきているところでございます。

また、職員派遣、団体等に派遣をしておりますが、相互交流を基本とした交流へと見直しによります実働人員の確保でありますとか、外部専門家チームによる課題の抽出や解決策の提案など、こういった新たな取組についても進めることとしております。

また、現在、各種計画、県庁内にいろんな計画がございますが、そういった計画であったり、会議もたくさんございます。そういったものにつきましては、統廃合を含む抜本的な見直し、また各部署局長が超過勤務の現状認識と検証を行いました上で、超過勤務縮減に向けた今後の取組を宣言することによりまして、全ての職員に対しまして超過勤務縮減の意識付けを図るといった取組、また若手職員で構成いたします魅力ある職場環境づくりプロジェクトチームを設置いたしまして、来年度の当初予算要求の内容への積極的な反映、また今後は知事とも意見交換ができればと考えております。このように様々な視点からの取組を、現在展開しているところでございます。

引き続き、職員の皆様の、多様な現場の声というのも丁寧に聞き取りをしながら、外部専門家推進チーム、これは設置はこれからでございますけれども、これまでとは違った視点での御意見も頂けると期待しておりますので、そうしたものも取り入れることによりまして、全ての職員が生きがい、働きがいを持って働ける県庁、さらには誰もが働きたくなる魅力ある徳島県庁を目指してまいりたいと考えております。

井下委員

現時点で5時間ぐらいの減があったということで、すばらしいと思います。

ただ、タイムカードを押すだけでは意味がないというのもあります。具体的に、1年前と比べて5時間近く減っているのですが、ここは何をされたか教えてください。

高崎経営戦略部次長

昨年度と比べて減った原因でございますけれども、5.2時間減ったというところでございますが、大きくは昨年度、特に、8月にコロナがこれまで以上に3,000人を超え、そういった対応というのが大きかったと考えております。

井下委員

ということは、どちらかというところからが本番なのかなということでございます。

今後、様々にやっていただくのですが、超過勤務が多い部署の偏りも見られると思います。

そんな中で、県職員の仕事は本当にいろんな職がありまして、大体所属を二、三年のサイクルで異動していくのですが、例えば保健福祉関係とかだったら、法律も含めて余りに覚えることがたくさんあるというのがありまして、そういうことを考えると、ちょっと所属期間が短いというか、せっかく覚えた知識を使うことなく替わっていくみたいな、効率が悪いのではないかと思うのですが、その辺はどのように捉えていますか。

高崎経営戦略部次長

ただいま井下委員より、人事異動のサイクルについて御質問を頂きました。

委員がおっしゃるように、高度化、複雑化いたしております行政課題に的確に対応するため、また福祉の分野など特定分野における専門性を持った職員の養成も重要であると認識しております。

こういった専門性が必要な職につきましても、主任から課長補佐級以下、行政事務職員を対象としたものではございますが、専門職養成コースというものも設定しております。職員の希望や適性、それから認定を行いまして、それ以降は専門職として、より長い異動スパンでの人事というのも行っております。

また、業務の計画性や安定性、専門性以外でも、県以外の関係団体等の方からも、職員がころころ替わってといったようなお話も頂くところでございまして、そういった業務の継続性であったり安定性、また専門性を身に付ける観点というものを重視すると、委員がおっしゃったように、腰を据えて取り組むことや恒常的な超過勤務の縮減、また働き方改革の実現に向けても安定的な配置、いわゆる複数年の配置の重要性、必要性は認識しているところでございます。

異動サイクルにつきましても、職場の状況、個々の職場の状況でありますとか、また職員それぞれの個々の状況を個別に人事ヒアリングさせていただいておりますので、そういった状況をしっかりと把握させていただきながら、働き方改革の観点といったものも踏まえて、適正な人員配置を行った上で、組織執行力の向上にもつなげてまいりたいと考えております。

井下委員

是非頑張ってください。

それと長いと長いなりに、いろんな事業者との癒着とかいろんなことがあって短いというの分かるのですが、担当部署によっては、そういうことが元々起こり得ないのではないかとこの部署もあります。

例えば、保健師さんという職業があるのですが、保健師さんって県民の健康管理から虐待、自殺とか、いろんなことをやっているのですが、これは東部福祉局の件なので確認が今、できていないのですが、今9人いて2人が産休で、今7人でやっていますと。しかも24時間体制で1,000件近く案件を抱えているというふうに聞いているのです。

これについて、人事課の答弁で構いませんので、この辺のところの現場の把握がちゃんとできているかどうかを確認させてください。

高崎経営戦略部次長

保健師の職場の現場の声といいますか、業務量を人事課で把握しているかということで御質問を頂きました。

東部福祉局の1,000件というのを確認いたしましたところ、措置入院、医療保護入院の年間の件数が令和4年度、東部保健所管内で1,000件を超えてあって、その担当が、おっしゃるように少ない中でやっておると。24時間体制というのは確認できてないのですが、そういった状況であるというのはお伺いしました。

適正な人員配置ということで、どうしても限られた職員数である保健師につきましては、令和4年度、特に感染症対応に業務があったというところで多く採用して、過去最多の18名を採用いたしまして、令和5年度におきましても6名増員しております。

感染症危機管理対応に加えまして、おっしゃっていただいたような慢性疾患予防をはじめ、県民の皆様の健康を支える地域に寄り添った体制づくりができるように努めております。

現場の声といたしましては、これまでも各部局の主管課はもちろん、全ての所属から人事ヒアリングをさせていただいております。

加えて、職種ごとに組織化されております職員労働組合の評議会というのがございまして、こちらからも現場の皆様、職員の皆様の御意見、御要望を直接お伺いさせていただいて、業務量の把握であったりとか、組織体制、把握に努めているところでございます。

井下委員

保健師さんとお話をさせてもらったときに、自殺のダイヤルみたいなところですかね、12時ぐらいになったら電話が掛かってきて、仕事の悩みがあると、昼休みの間1時間ずつとお話を聞いてあげてとかいうことも業務に入っているそうです。

実際、最近だと奈良のほうで、虐待で4歳の女の子が亡くなったのですが、病院から児相のほうに通報していたにもかかわらず、なかなか対応ができなかったのは、人員が足りなかったのではないかということも言われております。

何人いたらいいというのはここでは分かりませんが、虐待通報も増えてきている中で、しっかりと対応のできるような体制を作っていただきたい。まずそれより何より、適正な数がどのぐらいなのかをしっかりと出していただきたいなと思っています。

その上で、保健師さんを改めて雇用も含めてしないといけないのかなと思うのですが、この辺は1年ですぐできるものではありませんので、どのように対応されるか。またやっていただけたらなと思います。

それと加えて、これは保健師さんだけにかかわらずですが、先ほど答弁していただいた中に、職員のスキル向上というのもあって、やりがいのある仕事を県庁の中で見つけていってもらおうというのはすごく大事だなと思います。

その中で、リスクリングの推進についてどのように今、進めているのか教えてもらっていいですか。

高崎経営戦略部次長

ただいま井下委員より、職員のリスクリングをどのように進めているのか御質問を頂きました。

複雑多様化する行政課題に対応するためには、将来を見据えた人材育成は大変重要だと認識しております。そのためにも、職員一人一人の意識と能力を高めていくというところが重要でございまして、従来は義務的、一律的な、能力付与的研修が多かったのですが、自ら主体的に取り組む能力開発型研修へと質的転換を図って、必要に応じて見直しも行ってきているところです。

研修については、自治研修センターにおきまして、階層別や特別研修であったり、年間

を通じて様々な研修を行っておりますほか、加えまして今年6月からは職員キャリア形成リスキング支援研修というのも新たに設置したところです。

この研修は、職員の専門的な能力を向上させるということを主な目的としておりまして、職員を研修生として教育研究機関などに派遣して、新しい知識であったり、技能等の習得を図るとともに、自己のキャリア形成のためのリスキングを支援するものでございまして、職員キャリア形成研修と職員リスキング支援研修の二つで構成をしております。

職員キャリア形成研修につきましては、特定分野における専門性を持つ職員の養成が不可欠ということで、職員を国や都道府県、大学その他の教育機関や試験研究機関などに6か月以内の短期になりますが派遣して、業務に関連する高度な専門知識、新技術、行政課題に対する手法等、習得をする目的で実施しております。

今年度につきましては、保健師を1名ですが、専門研究機関に派遣するなど専門性を備えた人材育成にも取り組んでいるところです。

職員のリスキング支援研修につきましては、自ら学んで、自らの学び、学び直しの意欲がある職員を支援する目的で、人事課でオンライン研修を提供して、それで自分が勉強したいといったものを勉強していただくというような仕組みでございます。

今後とも、職員の専門性向上や能力開発のため、職員や各部局の声といったものをしっかりと反映させながら、またオンラインという新しい研修形態もたくさんございますので、そういったものを積極的に活用することなど、実施手法を工夫することで、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

井下委員

岸田首相が、育休中の資格取得とかを応援すると言ったら、ちょっとたたかれていますけど、個人でやりたい人は、しっかりそういうふうに行っていたらいいですし、そこに財政的な支援をしっかりとやっていただくほうがいいんじゃないかなと思います。

例えば、県内でも看護師さんになる方は、高校生からなるのかなと思っていたら、意外と仕事を辞めて看護師を目指すという方が結構いると聞いています。であれば、例えば、保健師とか、心理士とか、DXに対応した人材などに、県職員を辞めずにそのままとれるようであれば、言うのは簡単ですけど、何か資格を併せてとれるような制度もあっても面白いのかなと思います。それが、県庁にとってプラスになるのであれば、なおのこといいのかなと思います。

先ほど言った、なかなかサイクルが早い中で、自分のやりがいというのを見付けづらいというのも確かだと思いますので、しっかりその辺は、いろんなパターンを想像していただいていいのかなと思います。

ただ、時間が短くなればいいというわけではないと思いますので、しっかりやりがいのあるところにも追求していただけたらと思います。

ついでに、ちょっとお伺いしたいのですが、去年の超過勤務に支払われた給与額って全部でどのぐらいありますか。

眞貝委員長

小休します。（13時19分）

眞貝委員長

再開します。（13時20分）

高崎経営戦略部次長

昨年度の超過勤務手当の金額ですが、普通会計の決算ベースになりますが、35億9,923万3,000円です。

井下委員

額だけ見たらすごい額だなと思いますので、できることはしっかり絞っていただいと
思っておりますので、頑張ってください。

引き続き、次の質問に移ります。

社会保障給付費の増に伴う公的負担が増えてきています。それはそうですね。人口が
減ってくると税収が減ったりとか、交付税措置が減ったりとかします。

でも、この社会保障の部分で、県が持っている固定費でいうと、例えばなんですけど
も、児童手当とか、障害福祉サービス、介護給付とか、いろいろあるんですけど、この部
分というのは当然変わらないわけですし、変わらないどころか年齢が上がってくるとどん
どん増えるんですけど、そうすると県で使えるお金といいますか、それ以外のところとい
うのが当然少なくなってくるということが想像できるのです。

その上で重要なのが、国の補助金との整合性といいますか、ヒット率というかシンクロ
率というかがあると思うのです。今、知事も替わりまして、この辺というのを今どのよう
にやっていますか。

いろいろ知事も公約で言ったことを前に進めようというのはやっていらっしゃって、い
いものはいと思いますし、議会でも議論してくださいということなんですけど、表面的
に議会に出てくるお金というのは金額でしか出てきません。その中の内訳で言うと当然補
助金が8割だったりとか、3分の1だったりとか、いろいろあるとは思っています。この辺
をヒットするかしないかというのはすごく大事なところだと思いますので、この辺の整合
性をどのようにとっているかというのをちょっと教えてください。

福岡財政課長

委員のほうから、国費を意識した施策の重要性ということで御質問を頂いております。

本県におきましては、歳入の約5割が地方交付税であったりとか、国庫支出金などで
賄っておりまして、独自財源の少ない地方の自治体においては、施策推進のために積極的
に国の財源を活用していくことが重要と考えてございます。

本県においては、これまでも国に対しまして全国知事会などを通じて様々な提言を
実施してきたところでございまして、例えば頻発化、激甚化する自然災害の対応のためには
3か年緊急対策であったりとか、5か年加速化対策が実現いたしまして、有利な地方財政
措置につながるなど事業推進に大きく貢献してきておるところでございます。

また、国が今検討を進めております、こども未来戦略方針に基づく子ども子育て支援の

強化や長引く物価高騰への対応、さらには来月中にも取りまとめられるとされております国の経済対策も踏まえまして、その動向を注視していく必要があると考えてございます。

今後とも、この国の財源に向けましては全国知事会とも連携いたしまして、国への提言を通じて必要な財源確保に努めていきたいと考えてございます。

井下委員

当然のことかなと思います。

その中で、先日の県民アンケートの中に県の限られた財政状況の中でと質問に前振りしていたんですけど、どこも限られた財政状況の中でなんです。そんな中で今後、ホールにしても、アリーナにしても、いろんなことをやるにしても、きちんとした数字を県民の皆さんに知っていただきたいと思います。

例えば、よそのところで200億円を超えるホールでも8割近い180億円ぐらいの国庫が使われたケースもあります。となると、全然イメージが変わってくると思うのです。

いろんな事業を新しくやっていくに当たって、この内訳を県民の皆さんにももっと分かりやすく言わないと、この間みたいに言うちょっと不安な部分が、お金がないのかなみたいな感じになります。ないはないのだけど、同時にどうやっていくかっていう説明をしっかりとやっていかないといけないと思うんですけど、その辺は今いかがお考えですか。

福岡財政課長

国の財源措置につきましては、事業ごとにそれぞれ補助割合であったりとか、国が負担している割合は様々でございますので、一概には言い切れないところもあるんですけども、そこは財政当局としては精一杯有利な財源を獲得するように努めてまいります。

井下委員

できるだけやってくださいというぐらいしかないんですけど。

いずれにしても、一般質問でもお伺いしましたが、皆さんに知っていただくというのはすごく大事だと思いますし、知っていただかないと公平な判断といいますか、冷静な判断ができないのと思います。これは議会でも心掛けないといけないと思っていますので、引き続きやっていきたいと思います。

それと、先日の県市協調のワーキンググループに経営戦略部は入っていらっしゃるんですか。入っていない。はい、いいです、すみません。入っていないということでしたので、また違うところでお伺いします。

井川委員

先ほど説明がありましたが、収入証紙の手続の在り方について考えていくようでございます。

私らも収入証紙って、印紙と証紙の違いもよく分からないこともあるんですが、県の手数料が証紙ということ。運転免許証やパスポートなどの交付ということで、多岐にわたっているということです。説明資料にもありますが、証明書で証紙に限定しているのが780種、年間82万件あるということでございます。

今言われたから証紙と気付くのですが、営業許可等様々なことで、違うところに行って切手みたいなのを買ってきて貼っているような気はするんです。

こうした収入証紙による県の歳入総額はどれぐらいあって、主なものでどれぐらいの歳入があるのかということで教えていただきたいと思います。

佐光出納局副局長

収入証紙によって収入した手数料等の額ということです。

令和4年度の実績で申し上げますと、件数にして82万4,100件で、額にしますと13億4,796万5,420円となっております、手数料の歳入総額の約21パーセントに当たるものでございます。

その主なものでございますが、まず一番大きなものが、自動車運転免許や運転講習などの警察管理手数料、警察活動手数料等でございます約8億7,000万円、次に畜産検査や飲食店営業許可などの環境衛生手数料で1億5,000万円程度、また建設業の許可や経営事項審査、建築確認などの土木管理手数料などで1.1億円などが主な手数料となっております。

井川委員

手数料として結構大きな額です。

収入証紙に関しましては、窓口事務の簡素化などのメリットの一方、証紙の購入に時間や場所が限られるデメリットがあるとのことであります。

私も地下へ行って買ってこいとか、あっちの窓口へ行って買ってこいとか、いろいろ言われて、たかが数百円で、この場で取ってくれたらこんな楽なことはないのと思うのですが、様々でございます、買える所と言ったら限られた所でございます。

改めて利用する県民側と県側、それぞれにどのようなメリット、デメリットがあるのか、教えていただきたいと思います。

佐光出納局副局長

メリットとデメリットということでございます。

まず県に納入していただく手数料につきましては、地方自治法によりまして、原則として県が発行する納入通知書により支払っていただくと定められておりますが、条例で定めた場合には、証紙によって支払うことが可能であるとされております。

県としましては、比較的少額で頻繁に発生する手数料などの事務受付手続の簡素化を目的として、昭和39年に徳島県収入証紙条例を制定し、これまで運用してきたことでございます。

しかし、近年のデジタル化の進展やキャッシュレス決済の普及などに伴いまして、県民のライフスタイルも大きく変化しておりまして、そのデメリットが顕在化している状況でございます。

まず利用者側でございます。メリットとしましては、手続にもよりますが、申請書などに証紙を貼り付けて郵送で提出できるということ、次に事前にまとめて証紙を購入しておけば窓口での支払手続が不要でございます、申請に要する時間が短縮できるといったこ

とがございます。

逆にデメリットといたしましては、先ほど委員がおっしゃったように、申請窓口と異なる証紙販売所でないと購入できず二度手間になるというところ、それから販売所のほとんどが県内でございます、また地域の中心部、銀行等で購入というところになりますので、県外の方や遠隔地の方は購入しにくいというところがございます。

また、販売所の営業時間が決まっておりますので、休日や夜間は購入ができないといったところ、それから手数料額が大きいものでありますとか、一度に多数の申請を行うような場合は、1枚1枚証紙を貼り付けていかなければいけないというところが面倒であるといったところがございます。

次に、県側でございます。メリットとしましては、申請時に手数料が併せて支払われるために、未収金の発生防止、また窓口で現金のやり取りであるとか、保管といったことに関する事故が発生しないというところ、また事務所にレジスターなどの収納窓口を設置する必要がないというところ、また納付書等を発行する際には、それを発行する事務でありますとか、現金の保管、入金といった事務が発生しないということがございます。

逆にデメリットとしましては、証紙の印刷販売や手数料に年間5,000万円ほどの費用が発生しているといったところ、また証紙の販売管理につきましては現在、販売所で売りさばき人に御協力いただいて実施していただいているところ、最後でございますが、現在行政のデジタル化というところで進めていますけれども、行政サービスのオンライン化等を進める上での障害となっているといったところがございます。

井川委員

収入証紙制度は、徳島県の条例で定めているということでございますが、他の都道府県はどのような状況になっているか教えていただきたいと思っております。

佐光出納局副局長

他の都道府県の状況でございます。

かつては全ての都道府県で収入証紙制度を導入しておりましたけれど、東京都において平成23年3月に、次いで広島県が平成27年に証紙の利用を廃止して現金での窓口収納や納付書での納付といったところに切り替えております。

その後、キャッシュレス決済などが普及拡大してきましたところから、コンビニ納付であるとか、クレジットカード決済などでの多様な支払を可能とすることを目的としまして、大阪府、鳥取県、京都府、計5都府県で廃止しているという状況でございます。

また、埼玉県、岡山県、新潟県においても現在、廃止を表明しているというところがございます。

井川委員

よその県は廃止する方向へかじを切りかけているということでございます。

証紙を廃止というのは私もそうかなと思うのですが、私らは徐々に老眼もかかってきておりまして、非常にやりづらいというか、できたら現金のほうが有り難いかなというところでございます。

キャッシュレス決済など多様な支払方法が浸透してきている中、収入証紙を廃止する県も出てきているということは理解しました。ただ、徳島県の場合、キャッシュレス決済が苦手な高齢者などもまだまだ多く、現金で買える収入証紙のほうが良いという方々も一定数、必ずいらっしゃると思います。

今年度中に方向性を示すということですが、仮に廃止する方向になった場合でも、すぐに廃止するのではなく、こうした方々への配慮も十分に考慮しながら廃止することも必要かと思いますが、どうでしょうか。

佐光出納局副局長

仮に廃止するとなった場合でございます。

本県では申請窓口におきまして現金で支払っていただくというケースはほとんどございませんので、各事務所の窓口においてどのような代替の収納手段を導入することができるのかといった検討が必要になってこようかと思っております。

申請窓口によりまして、取り扱う件数、内容等が異なりますことから、県民の利便性の向上、手続の効率性、費用対効果といったことなどを十分考慮して、手数料の収納体制を整える期間が必要であると考えております。また現在、証紙を販売していただいております販売所の方々の調整も必要になってこようかと思っております。

次に、現在の収入証紙条例を廃止するというにはなろうかと思っておりますが、それぞれ各部局におきましても、この手数料を収納するための関係条例でありますとか規程、規則などの改正が必要になってこようかと思っておりますので、そういう作業に併せまして、県民に向けて支払方法の変更といったことについて、十分に周知広報をしていく必要があるかと思っております。

さらに、収入証紙につきましては、現在その多くが販売所や利用者が保有しておりますので、条例を廃止しても当面の間は証紙を販売、利用を継続させていく必要があると考えております。

なお、直近でございますが、本年の3月末で収入証紙の利用を終了した京都府の例によりますと、令和元年9月から検討を開始しまして、令和5年3月末で利用終了といった日程で、検討開始から廃止決定までが2年6か月、廃止決定から利用終了までは2年間を掛けて作業を進めたと聞いております。

仮に、廃止の方向となった場合でも、こうした他県のスケジュールも参考にさせていただきながら、キャッシュレス決済に不慣れな高齢者の方々にも配慮して、十分な周知期間を取ることも含めまして、丁寧に検討してまいりたいと考えております。

井川委員

収入証紙の在り方については、廃止するかどうかは時間を掛けて決めていただかないといけないと思うし、何があっても県民に混乱を来さないようにということで、十分に気も遣っていただけて進めていただきたいと思います。

沢本委員

まず、行政運営のデジタル化についてお伺いいたします。

行政のデジタル化ということで、業務の効率化であったり、ひいては先ほど井下委員の御質問にもありましたが、職員の超過勤務の縮減ということにもつながることかなと思います。

国におきましては、令和3年9月にデジタル庁が創設されまして、デジタルの力で行政や社会の在り方を変革しようという動きが加速されております。

徳島県におきましては、行政運営のデジタル化をどのように進めているか、お教えいただけますでしょうか。

戎スマート県庁推進課長

沢本委員より、県で行政運営のデジタル化についてどのように進めているのかという御質問を頂きました。

本県におきましては、デジタル社会の実現に向けまして、これまで行政運営のデジタル化に全庁的に取り組んでまいりました。

具体的には、人の代わりに作業や判断を行いますAIでありますとか、ロボット技術によります定型的な業務を自動化するRPAといった最新デジタル技術の活用によります業務効率化や電子決裁の推進などの公文書の電子化、電子申請の拡大など行政手続のオンライン化などを実施し、行政の効率化、省力化を図っているところでございます。

沢本委員

今おっしゃっていただきました取組によりまして、どのような成果が上がっておりますでしょうか。

戎スマート県庁推進課長

それらの取組によります効果といたしましては、まずAIの活用でございます。

契約書の審査にAIを活用します契約書AI審査、5か国6言語に対応した自動回答システムのとくしま丸ごとAIコンシェルジュ、AIを活用した全庁FAQシステムなど、業務の効率化が進んでいるところでございます。

また、RPAの活用におきましては、会計事務をはじめまして、監査調書の作成、新型コロナ関係の給付業務など、82の業務に導入いたしまして、職員負担の軽減や事務処理の正確性という面で成果を上げていると考えております。

さらに、公文書の電子化という点では、電子決裁、文書管理システムを導入いたしまして、令和4年度末には電子決裁率100パーセントを達成いたしまして、紙文化からの脱却やテレワークの推進を図っているところでございます。

加えまして、行政手続のオンライン化という点では、電子申請・届出システムの利用件数が、令和元年度におきましては388手続、約1万3,000件であったものが、コロナ下による県民の行動の変容に伴いまして、令和4年度では802手続、約6万件まで大幅に拡大しているところでございます。

さらには、6月補正予算でお認めいただきました電子申請・届出システムにおける手数料のキャッシュレス納付の機能実装によりまして、更なる利用拡大が見込まれるところでございます。

沢本委員

先ほどテレワークの推進ということがあったかと思うのですが、職場と在宅との間のコミュニケーションが取りにくいということをお聞きするんですけれども、そのあたりにつきましてはどのように解決を図られていますでしょうか。

戎スマート県庁推進課長

テレワークにおけます在宅とのコミュニケーションの取りにくさという課題をどのように解決しているのかという御質問でございます。

県におきましては、多様な働き方はもとより、災害発生時に場所や時間を問わず、初動対応が可能となるテレワーク環境を整備してきているところでございます。

委員のおっしゃるとおり、テレワークを経験した職員からは、職員同士のコミュニケーションが取りにくいとの御意見を頂いているところでございます。

そこで近年、民間企業でありますとか、自治体のほうで導入が進んでおりますビジネスチャットを今月から実装しているところでございます。

ビジネスチャットとは、リアルタイムでテキストでありますとか画像といったものをやり取りする仕組みでありまして、代表的なものは議会のほうでも使われていると聞いておりますラインワークスなどがございます。

今後はデジタル技術の導入によりまして、職員の多様な働き方を支援したいと考えております。

沢本委員

私も県議会に来させていただくようになりまして、ラインワークスを使わせていただいているのですが、非常に便利かなと思います。

それともう1点。デジタル技術の導入によりまして、効率的な行政運営に取り組みられると思うのですが、最近よく見聞きします生成AIの活用につきまして、行政のほうではどのようにお考えになられておりますでしょうか。

戎スマート県庁推進課長

生成AIの活用について御質問を頂いております。

近年、注目が高まっておりますデジタル技術の生成AIとは、ChatGPTでありますとかBardに代表されますインターネット上に存在するテキストや画像情報から学習したデータを基に、まるで人が作成したかのような品質で文書や画像、音楽などを新たに作り出すAIの総称でございます。

行政事務での生成AIの活用といたしましては、マニュアルの改定でありますとか修正、議事録の要約、翻訳や広報媒体の多言語化など、業務の効率化でありますとか、県民サービスの向上につながるものが想定されるところでございます。

しかしその一方で、誤った情報を本当のことにように回答するといったような内容の正確性の問題、また学習に用いたテキストや画像が情報の漏えいでありましてとかプライバシーの侵害につながったり、著作権を侵害したりする可能性があるなど課題も多く、国に

おきましても、G7広島サミットで創設が定められました広島AIプロセスにおきまして、生成AIの活用や開発、規制に関する国際的なルールづくりを推進するとともに、AIに関する政策の方向性を議論するAI戦略会議におきまして、生成AIについての利用方法や留意点について言及した指針を年内に取りまとめることを目指していると伺っております。

このため、本県におきましては、こうした国の動向でありますとか、既に導入した他県の状況など情報収集、分析を行いまして、安全な利用環境の下で、こういった業務に利用できるかというところを検討させていただいているところでございます。

沢本委員

確かにデジタル化の推進は、社会の在り方を変革しうるものだと思いますが、一方で、先ほどおっしゃっていただきましたように、その使い方を誤りますと大きな混乱、損害を生じさせる可能性もあります。

これから導入を更に進めていただく中では、おっしゃっていただきましたように国の動向、既に導入されております他県の状況を含め、情報収集、分析を十分に行っていただいて、対処方針なども作成される中で、先ほど成果が上がっている82業務でしたか、この分母がどれぐらいの業務なのか分からないのですけれども、その業務を十分吟味、精選していただいて、これからの導入を図っていただきたいと思います。

この件につきましては以上です。

もう1点、すみません。

先般、徳島県版・骨太方針「徳島新未来創生」政策集が策定されまして、その中に持続可能な財政運営の推進というのが最終のページにございました。

課題と現状分析というところで、公共施設の老朽化や社会保障関連経費の増加など、財政需要が拡大する中、未来への投資を計画的に進めるためには、引き続き持続可能な財政運営を推進する必要がありますとされております。

今後、新ホールを含め、大きな事業が考えられるわけなのですけれども、先ほど井下委員の御質問にもありましたように、その事業につきましては有利な国のお金だったり、財源調達にはいろいろ工夫されていかれるのであろうかと思いますが、現状の我が県の財政状況を見る一つの指標として、ここに参考データとして出されております財政調整的基金残高というのがあるかと思えます。

それ一つを取って話をするものではないかもしれないのですけれども、今年7月に公表されております、徳島県の財政状況についてという中で、財政調整的基金残高の目標が令和4年まで、令和5年度末ですか、800億円以上堅持、6月補正の予算編成後では921億円とここに示されております。

先般出されました骨太方針の中に財政調整的基金残高を標準財政規模の1割となる250億円以上確保しますと政策の方向性として出されております。

そこに満期一括償還分を除くというただし書があるのですけれど、その部分を分かりやすく、財政状況で数字として出されておりました800億円以上、現状921億円と、250億円以上とされております骨太方針を分かりやすく御説明いただけたらと思えます。

福岡財政課長

委員から、財政調整的基金に関して御質問を頂いてございます。

財政調整的基金と申しますのは、財政調整基金と減債基金を合わせたものの総称でございまして、令和4年度末までの構造改革基本方針におきましては、この財政調整的基金残高800億円を確保するという目標で進めてきてございました。

この800億円のうち550億円程度が減債基金の満期一括償還分ということで、こちらは既に現在借り入れているものの償還に充てるための基金として保有しているものでございます。

今回の骨太方針に記載させていただきました財政調整的基金250億円以上と申しますのは、財源調整を目的とした基金の保有の必要額について、全国の状況なども参考にしながら、本県の標準財政規模、約2,500億円程度でございますが、その10パーセントを目安として、財政調整基金と減債基金のうち任意分において併せて確保するとしてございます。

沢本委員

財政調整的基金の近年の推移でいきますと、右肩上がりですと令和4年度、過去最大1,000億円で、それを先ほどの満期一括償還分を除いた数字で引き直しますと、ここ近年の数字としてはどのような推移になりますか。

福岡財政課長

令和5年度9月補正後の数字で申しますと、財政調整基金と減債基金の任意分を足しまして435億円となっております。

近年、物価高騰対策、また委員からお話もありました大規模プロジェクトの計画があるということもございまして、取り巻く環境変化への備えが従来よりも重要と考えてございます。

今後においても、柔軟かつ機動的に対応ができるように、安定的な財源基盤となる財政調整的基金にこのような金額を積み立てておるといった状況でございます。

沢本委員

骨太方針の中に入れていただいております財政調整的基金残高の比率ということで、2021年決算で見ますと全国15位という参考データが出ています。今の財政状況的には貯金の部分だけ取ってというのはちょっと乱暴かと思うのですが、本県の貯金の状況でいきますと、我が県はどのような状況と認識したらよろしいのか、財政課の御認識はどのようなものかと思えます。

福岡財政課長

現在の財政状況の認識でございます。

先ほど井下委員の御質問の中にもございましたが、人口減少もあって税収も交付金も減っていくという状況がございまして、そういった状況を踏まえつつも、本県におきましては、自然災害に対応するための県土強靱化の加速であったり、高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増加といった増大する財政需要にも対応する必要があると考えてござい

す。

現状では先ほど15位というお話もございましたが、全国中10位程度の財政状況をこのまま維持したいと考えてございます。

ただ、まだまだ予断を許さない状況ではございますので、喫緊の課題対応はしっかりと行いつつも、財政の健全化基調というのは維持していきたいと考えてございます。

沢本委員

財政調整基金に積立て、繰上げができるということは、単年度の決算の黒字が出ているということであるかと思うのです。

岡田晋議員の一般質問での御意見の中にもありましたとおり、私も道路の改良の要望とか身の回りのことができていった上で、黒字になって貯金が増えていくということはいいことかなと思うのですけれども、今後また、いろんな大きなプロジェクトがある中で、可能な限りの事業費の削減も検討していただき、予算組み、執行を努めていただけたらと思います。

坂口委員

少し気になる点がございましたので、勉強不足もあろうかと思うのですが、御教授いただければなと思います。

井下委員の御質問の中で、働き方改革であるとか時間外労働低減、ワーク・ライフ・バランスはすごく耳障りのいい言葉というか、今トレンドになっている言葉だと思います。

私も前職で、人事部で労務管理をしておりました。その中で、どうしても働き方改革であるとか、ワーク・ライフ・バランスと言うと、イコール時間外労働低減だ、削減だと、その数字だけが追われてしまう。減ればいいのかってなると、僕はそうじゃないと思っています。

実際にそれをすることによって、私も前職の会社では残業時間を付けないというのが発生しました。付けると怒られる、公務員はちょっと私も勉強不足で分からないのですが、一般企業であれば36協定、忙しい期間、年度であれば特別条項適用申請というのが年間420時間までいけるというのがございます。

そういうのが公務員でもあるのかどうかという部分と、あと先ほどタイムカードなのか、PC上でのクリックしてでの出勤なのかというところは私も分からないのでそこを教えてください。

また、時間外労働が付くのは非管理職の方々になると思います。

一般企業と同じで、管理職の方々が多分付かないと思うのですね、私も管理職をさせていただいておりましたが、働き方改革とかで早く部下を帰らせたい、帰らせないといけないというところで、管理職の皆様方がその部分を補っている部分もあろうかなと感じております。そうすると時間外労働が付かない。

実際、時間管理というのは管理職の方もされていると思うのですが、その点について羅列していろいろ言ってしまったのですが、可能な限り教えていただければなと思います。

高崎経営戦略部次長

職員の働き方改革、時間外労働について御質問を頂きました。

坂口委員がおっしゃるように、減らすことだけが目的になってはいけないと思っております。そうではなくて、当然ワーク・ライフ・バランスというか、超過勤務を縮減して有効に時間を活用して、自分の時間、また健康の面に留意してといった、魅力ある職場環境にすることが何よりも重要だと考えております。

県職員の場合は、タイムカードというのは持っていなくて、朝パソコンを立ち上げますと、立ち上げた時間は分からないのですけれども、終了した時間というのが記録できております。それぞれの所属の管理職、また副課長が所属内で何時に帰ったのか、パソコンの電源を落としたのかというのが確認できるようになっております。

超過勤務とパソコンの状況が乖離している場合ということも確認ができるようになっております。

それから、時間外勤務手当につきましては、支給は非管理職でございます。ただ、おっしゃるように、その分、管理職が残って一生懸命に仕事をしているようでは何のためにといったところもありますので、そこは機会あるごとに管理職が率先して、そもそもの働き方を抜本的に見直した上で、働き方を変えていこうといったところで声掛けをしております。

県の場合、36協定に該当する所属がゼロではないのですが、多くの場合はそうでありません。ただ同じように月45時間の上限はあるのですが、災害対応であるとか、そういった場合には特例的に認める対応をしているところでございます。

坂口委員

先ほども超過勤務の費用が普通会計で35億円、それが高いのか安いのか、時間外労働が多いのか少ないのかというのは、その数字だけで見ても僕は分からないと思っております。

その額を減らせばいいのか、時間を減らせばいいのか。でも時間というのは数字しか見えないので、実態を見ないといけないと、僕は前職で思って、いろんな社員の方にヒアリングをしたりということをしていました。

働き方改革は必要だと思います。

でもその反面、これまでの日本の高度成長を支えてきたというのはこの労働力であると私個人的には思っています。なので、早く帰りたい方、ワーク・ライフ・バランスを大事にされる方、中には仕事をやりたいんだと、今一生懸命仕事をやって、それを今後の公務員人生なのか、サラリーマン人生なのか、分からないですけども、先行投資としてお仕事をされている職員の方もいらっしゃると思います。そのあたりを踏まえて言葉だけに惑わされず、もちろん時間外労働削減はしないといけないのしょうけども、業務内容の改善等も既に行っていただけだと思うのですが、引き続きお願いできればと思っております。

眞貝委員長

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、岡田議員から発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、岡田議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり、1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

岡田（晋）議員

元気とくしまの岡田晋です。

委員長の許可を頂き、ありがとうございます。

それでは、経営戦略部秘書課にお聞きします。

広報についてですが、6月の議会の本委員会でもお願いしました、本県の県政だよりOUR徳島とホームページの改善についての進捗状況をお聞かせください。

玉岡秘書課県政広報幹

ただいま岡田議員のほうから、県政だよりOUR徳島、県ホームページの改善の状況について御質問を頂きました。

OUR徳島の発行に当たりましては、さきの6月の総務委員会でも御答弁申し上げましたけれども、ほかの自治体の事例を研究したりですとか、県民のニーズを踏まえながら掲載する内容、テーマ等を選定しておりますとともに、ホームページについては先般、岡田議員から頂いた御提案も参考にさせていただいて、各所属からの要望を踏まえて、トップページの注目情報を固定化することなくタイムリーに発信するように工夫しながら運用を行っております。

岡田（晋）議員

説明ありがとうございます。

一つ一つやっただいていくということはすごく有り難いことで、本当に引き続きよろしく改善をお願いします。

そして、先月発行されました県政だよりOUR徳島8月号ですね、最終ページに6月補正予算の状況というのが、記載がございます。その中で気になることが表記としてありました。見出しが安心度アップ114億円と分かりやすく書かれていました。しかし、そのすぐ下では、県民の安全安心の確保、子どもの居場所づくり支援70百万円と書かれていました。

何とも読みづらい70百万円という表記、それは行政が長年使っている予算単位の表記であります。広報紙として県民に知らせるには7,000万円と書くほうが良いと思います。〇〇百万円といった金額表記は日常生活では使われない単位で、できれば使い慣れて分かりやすい、何億何千何百何十何万何千円に変えていただきたいと思いますと思いますが、見解をお聞かせください。

玉岡秘書課県政広報幹

ただいま岡田議員から、広報紙における予算の単位表記が読みづらく、分かりやすい単位にということで御意見を頂戴しました。

県政情報の発信につきましては、おっしゃるとおり正しく、分かりやすく県民の皆様にお伝えすることが重要と考えております。

広報紙を発行するに当たりましては、まずは利用していただいている県民の皆様の御意見や御提案、それから情報を発信している立場である庁内各部の意見、それら双方を聞きながら、総合的に勘案して見直しなども行っているところでございます。

今回、議員から御提案いただきました予算表記の在り方につきましても参考にさせていただきます。今後の分かりやすい広報紙づくりに役立ててまいりたいと考えております。

岡田（晋）議員

私の意見を参考とするのではなくて、県民の声として受け止めていただいて、分かりやすい広報、それに是非、見やすい県としてのお知らせ、県民が一目瞭然で分かる予算の金額表記、徳島県全体で取り組んでいかないと、この広報だけではいけないと思うのです。よろしくお願いします。

もう1点、気付いたことがございます。人事課にお聞きします。

電話対応についてなんですが、電話応対時における氏名を名乗ることの徹底です。私が各課等にお電話すると、〇〇課ですとよく言われます。そこでちょっと意地悪なような気もしますが、私は必ず言います。〇〇課がしゃべるのですか。私は、岡田晋です。今お話しされているのはどなたでしょうかと、そうすると申し訳なさそうに名前を名乗ってくれます。

県民目線からすると、公務員が名乗らないのはおかしいと思います。この長年の習慣を改めてもらいたいと思います。

このことと予算単位の表記の変更は吉野川市においては両方実施しております。気付いてないからお願いするとやってくれています。

電話を掛けて対応された方が氏名を名乗ってくれると安心感があり、気持ち良く対応して下さる気になります。また、電話を受けた方も氏名を名乗ることにより、責任を持って最後まで対応する気持ちにもなれると思います。見解をお聞かせください。

高崎経営戦略部次長

ただいま岡田議員より、職員の電話応対について見解をとということで御質問を頂きました。

職員の電話対応であったり、また応接時の接遇につきましては、社会人としての一般的なビジネスマナーであることはもちろんのこと、相手の方が受ける印象というのが県庁全体の評価につながると考えておまして、非常に重要であると認識しております。

これまでも、新規採用職員研修時には、自治体職員としての接遇といたしまして、電話応対のマナーを学び、具体的にはペアになって実際に電話応対をして、電話をとるといったような研修も行っているところでございます。

加えて、サービスの研修におきましても、電話の掛け方や受け方につきまして、自分の名前

をはっきり名乗るよう研修も行ってきているところではございます。

また、研修以外におきましても、職場でのOJTによりまして電話の掛け方や受付の仕方であるとか応対について、各所属において適時指導していると認識しております。

さらには、毎年、勤務の手引というものを作成いたしております。この中身は様々なことを書いておるのですが、中にも電話応対であったり、受付や応接時の応対の仕方などを記載して、全庁に周知をしているところではございます。この中には、電話の応対は県庁全体の評価につながります。県の代表者になったつもりで慎重に應對するように心掛けましょう。また、電話を受けるときには所属名と併せて自分の名前をはっきり名乗りましょうといったことも明記しているところです。

また、岡田議員からお話がありましたが、県民の皆様からも名前を名乗らないのではないかとといったような御指摘を頂くこともございます。

機会あるごとに主管課副課長会議、この会議は人事とか服務など、人事行政上の議題を所管している会議でございますが、主管課副課長会議でも周知を行っているところではございますが、引き続き研修や職場でのOJTはもとより、副課長会議などでの場を通じまして、機会あるごとに周知を図りまして、職員の接遇マナーの向上に努めてまいりたいと考えております。

岡田（晋）議員

今お願いした2点について私、事前に県庁でどういう会議があるかということ調べしました。

その中で、私に言っていたのが、会議では、正式には庁議、これは知事が出るものです。政策企画会議、副知事が出ます。そして主管課長会議、政策調査幹会議というのがございます。今言った副課長会議というのは私、聞いておりません。果たしてそれが効果があるかっていうことは、私はないと思います。

だから効果があるような、全庁的な取組として今言った2点、電話対応は人事課ですが、あと広報に予算単位を分かりやすく載せることを本当にイントラネットにでも流す、そして庁議でもするというようなことでしていただきたいと思います。

一日でも早く徹底した実現をお願いしたいと思います。それで、県民の皆さんもきっと喜ばれると思います。

最後に財政課長に要望いたします。

沢本委員からもおっしゃってくれたことですが、私も一般質問をさせていただきました。

県民生活に密着した道路河川の維持修繕費、これは全県的です。全議員に本当に喜ばれると思います。その増額を切にお願いして、委員外質疑を終わります。

眞貝委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

（「議案第7号、反対」と言う者あり）

（「議案第7号、継続」と言う者あり）

それでは、議案第7号「徳島県知事の在任期間に関する条例の制定について」については、継続審査、可決及び否決とすべきとの御意見がありますので、まず、継続審査についてお諮りいたします。

議案第7号「徳島県知事の在任期間に関する条例の制定について」については、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、本件は継続審査とすべきことは否決されました。

（東条委員退席）

次に、お諮りいたします。

本件は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

（東条委員復席）

次に、ただいま採決いたしました議案第7号を除く、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第7号を除く、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第2号、議案第7号、議案第8号、議案第24号

以上で、経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。

これをもって、本日の総務委員会を閉会いたします。（14時19分）